

有害化学物質管理のための国際的枠組 (POPs 条約、PIC 条約) とその制定経緯

環境省環境保健部環境安全課

残留性有機汚染物質 (Persistent Organic Pollutants: POPs) は、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有しており、これまでに POPs を製造・使用したことがない地域においても POPs による汚染が見つかっている。例えば、PCB を製造したことも使用したこともないイヌイットの血液からも PCB が検出されたり、バイカル湖に棲むアザラシや北太平洋及びインド洋に生息するアホウドリなどの体内からダイオキシン類が検出されたりしている。

POPs による地球環境汚染の防止については、1992 年にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議 (地球サミット) において採択された 21 世紀に向けた行動計画 (アジェンダ 21) の中で重要性が指摘され、1997 年には国連環境計画 (UNEP) 管理理事会において条約化が決定された。その後、5 回の政府間交渉委員会を経て、2001 年 5 月にスウェーデンのストックホルムで開催された外交会議において「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)」が採択された。

POPs 条約により、その締約国は、アルドリン等について製造・使用・輸出入の原則禁止、非意図的に生成するダイオキシン類等の廃絶を目標とした削減、POPs を含むストックパイル等の適正管理及び処理、これらの POPs 対策に関する国内実施計画の策定等を義務づけられる。

POPs 条約は 2004 年 5 月 17 日に発効しており、2005 年 5 月にはウルグアイのプンタ・デル・エステにおいて第 1 回締約国会議が開催されることとなっている。

我が国は 2002 年 8 月 30 日に POPs 条約に加入し、関係府省の連携により条約の実施に必要な措置を講ずるとともに、国内実施計画の策定等を進めているところである。

PIC とは、事前同意 (Prior Informed Consent) 手続きのことである。

先進国においては、化学物質の有害性についての理解が深まるにつれ、有害な化学物質の製造や使用の規制等についての国内における対策が進められてきたが、一方で、その結果使用されなくなった化学物質が体制や知識の十分でない途上国に流れ込んで重大な問題を起こす例が生じた。

このような背景から、有害な化学物質の輸入の可否について事前に各国の意志を確認し、その情報を各国間で共有した上で、その化学物質の輸出については輸入国側の意志を尊重して対応する制度が、1989 年より世界食料機関 (FAO) による「駆除剤の流通及び使用に関する国際行動規範」及び UNEP による「国際貿易における化学物質の情報交換に関するロンドン・ガイドライン」によって導入され、我が国を含む多くの国の間で任意に実施されてきた。

これらの国際ルールへの導入は評価される一方、自主的な取組では不十分という声が高まり、1992 年のアジェンダ 21 では、有害な化学物質の適正な管理のため、事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関する法的文書の作成について検討すべきとして、PIC 条約の条約化が勧告された。その後、1995 年の UNEP 第 18 回管理理事会において PIC 手続きを法的拘束力を有するものとする事と決定され、5 回の政府間交渉委員会を経て、1998 年 9 月にオランダのロッテルダムにおいて開催された外交会議において、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約 (PIC 条約)」が採択された。

PIC 条約は、2004 年 2 月 24 日に発効し、2004 年 9 月にはスイスのジュネーブにおいて第 1 回締約国会議が開催されたところである。

我が国は 2004 年 6 月 15 日に本条約を受諾しており、関係省による連携の下で条約を実施している。